

鹿 児 島 県 公 報

平成30年9月4日（火）第3448号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
 ○小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定 (水産振興課取扱い) 2
 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 教 育 委 員 会 公 告
- 指定管理者の公募公告 (保健体育課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第865号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成30年9月4日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号

2 認定の有効期限

平成33年9月7日

鹿児島県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月4日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
上村内科クリニック	指宿市十二町503-6	平成30年9月1日	育成医療・更生医療
にしだ泌尿器科	枕崎市高見町14番1	平成30年9月1日	育成医療・更生医療
おばま医院	鹿屋市寿二丁目2番1号	平成30年9月1日	育成医療・更生医療

よつもと矯正歯科	鹿屋市寿四丁目4-11	平成30年 9月1日	育成医療・更 生医療
森田内科医院	薩摩川内市大小路町2191番地	平成30年 9月1日	更生医療
よしだ泌尿器科クリニック	出水市黄金町427-1	平成30年 9月1日	更生医療
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	平成30年 9月1日	更生医療
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	平成30年 9月1日	更生医療

鹿児島県告示第867号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成30年9月4日

鹿児島県知事 三反園訓

1 許可の申請を要する者

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内で、手繰第1種漁業を営もうとする者
- (2) 鹿児島県海域で、手繰第2種漁業のうち貝びき網漁業を営もうとする者
- (3) 鹿児島県海域で、ひいらぎ網漁業を営もうとする者

2 許可の申請の期間

平成30年9月25日から同年10月12日まで

鹿児島地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年9月4日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
こどもサポート センターゆうひ が丘	鹿児島市吉野町 2074番地6	社会福祉法人落 穂会	鹿児島市皆与志 町2503番地	水流 純大	平成30年 7月9日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年9月4日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月 日	障害福祉 サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
古本文蔵都城南 店	曾於市財部町南 俣11340番地2	合同会社カルリ ワークス宮崎	宮崎県都城市花 繰町38号16番地	園田 修司	平成30年 8月1日	就労継続 支援B型

教育委員会公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年9月4日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 公の施設の名称
鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市中山町433番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公の施設の施設並びに附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) 施設等の利用の許可に関する業務
 - (3) 施設等の利用料に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書

- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 ウ 管理の業務に関する収支予算書
 エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
 オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
 カ その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成30年9月4日（火）から同月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月28日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
 (4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
 (2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成30年9月4日（火）から同月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。
 (3) 申請をしようとする団体等は、平成30年9月19日（水）に開催する現地説明会に参加すること。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年9月4日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ナナシーDXⅡ189M	豊丸産業株式会社	8P0340
ぱちんこ遊技機	P 平家物語RELOADED Y 2C	豊丸産業株式会社	8P0303
回胴式遊技機	パチスロハナンチュ／CA-30	株式会社クロスアルファ	7S1771
回胴式遊技機	パチスロマツハG o G o G o A	株式会社七匠	8S0111